

令和 7 年度 指定介護予防支援事業所への運営指導について

1 概 要

(1) 介護予防支援事業について

介護予防支援事業は、「要支援 1」又は「要支援 2」と判定された方に対して、要介護状態へ移行することを予防する観点から介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）を作成し、ケアプランに基づくサービス提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整等ケアマネジメントを行う事業です。

主に、指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターがその役割を担っています（指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。）。

※ 令和 6 年 4 月 1 日からは指定居宅介護支援事業所も介護予防支援の指定を受け、介護予防支援事業を行うことができるようになりました。

(2) 運営指導について

本市では、主に介護予防支援事業を実施する市内 13 か所の地域包括支援センターに対して、適切な運営やサービスの質の確保及び不適切な介護報酬請求の防止を目的として、事業者の所在地において関係書類をもとに、実地による指導を行っています。

根拠：介護保険法第 23 条、平塚市指定介護予防支援事業者等指導要綱

2 指導実績

令和 7 年度は 3 事業所を対象に運営指導を実施しました。

対象包括支援センター	まつがおか	ゆりのき	ふじみ
実施日	令和 7 年 11 月 20 日 (木)	令和 7 年 11 月 21 日 (金)	令和 7 年 11 月 25 日 (火)
実施時間	13:30 から 15:15 まで	13:30 から 16:00 まで	13:30 から 16:00 まで
指導結果	文書による改善を求める事項なし (運営指導の際に口頭で指摘した事項あり)		

具体的な指導ポイント

- ・運営規程・重要事項説明書の概要が見やすい所に掲示(提示)がされているか。
- ・ファイル等の個人情報がか鍵のかかる所に保管されているか。
- ・個人情報保護のためシュレッダーが用意されているか。
- ・相談室が個人情報を守られる個室になっているか。
- ・契約書や同意書、重要事項説明書等に適切な日付や記名がされているか。
- ・直営や委託のケアプランが適切に作成されているか。
- ・モニタリングが 1 ヶ月に 1 回記録に残されているか。
- ・苦情や事故の対応について、マニュアルや記録があるか。
- ・主治医との連携が取れているか。
- ・「業務継続計画の策定等」、「感染症の予防及びまん延の防止のための措置」、「虐待の防止」について、必要な措置がとられているか。

口頭指導の主な内容

- ① 掲示されている運営規定の最新版を提出すること。
- ② 平面図に事務所、相談室等を追記したものを提出すること。
- ③ 訪問看護の利用を指示した医師にケアプランが送付されていなかったため、送付したことがわかるものを提出すること。
- ④ モニタリング時に把握した情報を主治医等に情報提供していなかったため、提供したことがわかるものを提出すること。
- ⑤ 計画書に週間計画を添付すること。
- ⑥ 計画書の項目に沿った内容を記載すること。
- ⑦ メールでの資料送付時に個人情報があるが、パスワードをかけていなかったため、個人情報の管理を徹底すること。
- ⑧ 週間計画と請求実績が異なるので、最新の情報を委託先から取得すること。
- ⑨ 委託の管理をすること。
 - (1) ケアプランに具体的な目標や対策が記載されていないので、記載変更や記録で確認できるようにすること。
 - (2) モニタリングや経過記録等が適切になされているかの管理すること。
 - (3) 福祉用具購入の理由が記載されたものの管理すること。
 - (4) 指示した医師へのケアプランを送付したことを確認すること。
- ⑩ 経過記録に誰が読んでもわかるように誰が、いつ、何をしたかを記載すること。
- ⑪ 勤務形態一覧と実績と異なっているため、再提出すること。

以 上